

第56期 滋賀地方最低賃金審議会

令和6年度 第5回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和6年10月31日 9時58分～10時26分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 5人（定数5人） 労働者代表委員 4人（定数5人） 使用者代表委員 4人（定数5人） 事務局 5人
出席者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 片山 聡 佐野洋史 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 使用者代表委員 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野透 事務局 多和田治彦労働局長 中井正和労働基準部長 足立育弘賃金室長 平沢浩太労働基準監督官 山下莉歩労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none">・特定（産業別）最低賃金専門部会報告について・特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）
議事録	別紙のとおり。

○事務局（足立室長）

おはようございます。

ただ今から、「第5回 滋賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況について、報告します。公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名の合計13名のご出席です。

したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。なお、労働者代表委員の大西委員、使用者代表委員の川口委員におかれましては、事前にご欠席のご連絡をいただいています。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことを報告いたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

それでは、これからの議事進行は、平井会長にお願いします。

○平井会長

おはようございます。委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、まず初めに本日の資料について、事務局から説明をしてください。

○事務局（平沢監督官）

それでは資料の説明を行います。

1 ページ資料No.1、こちらは本日審議いただく精密・電気の専門部会報告書となります。

3 ページ資料No.2、こちらは令和2年以降の滋賀県の地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金の改正状況となります。

令和6年度の改正状況をみますと、窯業・土石製品製造業が46円引上げの1,046円で全会一致で結審したため10月28日に答申、一般機械器具製造業が47円引上げの1,060円で全会一致となり10月23日に答申、精密・電気機械器具製造業は47円引上げの1,050円で専門部会を結審、自動車・同附属品製造業は46円引上げの1,062円で全会一致となり10月21日に答申しております。

いずれの特定（産業別）最低賃金も平成14年以降過去最大の引上額、引上率となっております。

○平井会長

ただ今の説明について、ご質問等はありませんか。

〔質問等なし〕

なければ、議事を進めてまいります。

まず、議題（１）「特定（産業別）最低賃金専門部会報告について」です。

８月２１日に滋賀労働局長から諮問があった４件の特定（産業別）最低賃金の改正決定について、各専門部会で審議され、今年は最低賃金審議会令第６条第５項を適用することとしていることから「全会一致」で結審した部会については、すでに答申が出されており、答申が出されていない精密・電気機械器具専門部会からは当審議会に「報告書」が提出されております。

事務局は、部会長に代わって専門部会報告書の朗読をお願いします。

○事務局（平沢監督官）

それでは、専門部会の報告書を朗読します。

なお、朗読に際しましては、最低賃金の件名及び専門部会の名称につきましては略称を用いさせていただき、専門部会委員のお名前は割愛させていただきます。また、別紙につきましては金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

令和６年１０月２４日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志 殿

滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 木下 康代

滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和６年８月２１日滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

別紙

最低賃金額 １時間 １，０５０ 円

効力発生の日 令和６年１２月３１日

以上でございます。

○平井会長

ただ今、事務局から朗読があった専門部会の報告書について、専門部会の部会長は、追加すべき説明事項等はございませんか。

○木下会長代理

特にありません。

○平井会長

なければ、続いて、委員の皆様から、ただ今の専門部会報告について、何か意見や質問等は、ございませんか。

[質疑等なし]

特にご意見等が無いようでしたら、次の議題（２）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）」に移ります。

先ほど専門部会報告があった精密・電気機械器具最低賃金の改正について、この審議会において審議し、議決する必要があります。

先ほどの専門部会報告において、各委員からご意見・ご質問等がございませんでしたので、これから採決を行うこととします。

事務局は、現在の定足数の確認をお願いします。

現在13名の委員が出席しております。定数の3分の2以上の出席がございますので、採決の定足数は満たしていることを報告いたします。

なお、表決権は会長を除く12名であり、賛否同数の場合、会長が決することとなります。

○平井会長

それでは、「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の1,003円を47円引上げ、1,050円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者は挙手)

では、次に反対の方挙手願います。

(反対者は挙手)

賛成多数で、可決されました。

したがって、「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金」については、「現行の1,003円を47円引上げ、1,050円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申します。

それでは、事務局から「答申文（案）」を配布の上、朗読してください。

○事務局（平沢監督官）

「答申文（案）」を作成いたしますので、しばらくお待ちください。

〔数分後〕

それでは、答申文（案）を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、専門部会報告と同様に最低賃金の件名につきましては略称を用いさせていただきます、別紙は金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

滋賃審第23号

滋賀労働局長 多和田 治彦 殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志

滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け滋労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

最低賃金額 1時間 1,050 円

効力発生の日 令和6年12月31日

以上でございます。

○平井会長

ただ今、精密機械器具・電気機械器具最低賃金の改正に係る「答申文（案）」の朗読がありました。これについて、何かご意見又はご質問等は、ございますか。

〔意見等なし〕

ないようでしたら、これをもって、答申しますので、(案)を取って、日付欄に今日の日付を入れてください。

それでは、滋賀労働局長に答申します。

○事務局（足立室長）

会長から局長に「答申文」を手交いたしますので、会長と局長は、お手数ですが、前にお進みください。

それでは、「答申文」の手交をお願いします。

[平井会長から多和田局長に「答申文」手交]

○平井会長

事務局は、答申後の特定(産業別)最低賃金の発効までの手続きについて説明してください。

○事務局（足立室長）

本日、答申をいただいた精密機械器具・電気機械器具最低賃金及びすでに答申をいただきました3つの特定(産業別)最低賃金の改正決定は、最低賃金法第15条第3項において準用する第11条第1項に基づき、本日付けで答申の要旨を公示し、異議の申し出を受け付けます。異議申出期限は、同条第2項に基づき「公示のあった日から15日以内」ですので、11月15日(金)までとなります。

異議の申し出がなければ、滋賀労働局長は、答申どおりに特定(産業別)最低賃金を決定します。

例年、特定(産業別)最低賃金に係る異議申出はありませんが、仮に、異議申出があった場合は、11月18日(月)に、同法第11条第3項に基づき、第6回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議し、結論を出して、異議申出に係る審議会意見を滋賀労働局長に答申することとなります。

答申後は、速やかに滋賀労働局長は、答申の内容に基づき特定(産業別)最低賃金を決定します。

その後、4件の特定(産業別)最低賃金をまとめて、11月29日に、改正決定の官報公示を行い、同法第19条第2項に基づき、答申において指定された発効日12月31日から効力が生じることとなります。

以上です。

○平井会長

では、最後に局長から、挨拶がありますのでお願いします。

○多和田局長

ただ今、8月21日に諮問いたしました、特定最低賃金の改正決定の答申をいただきました。

特定最低賃金の改正審議に当たりまして、各専門部会の委員の皆様には、短い期間に慎重かつ真摯にご審議をいただき、結審いただくことができましたことに、厚くお礼を申し上げます。

労使の各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場、ご主張がある中で、合意形成に向けて特段のご努力をいただき、また、公益委員の皆様におかれましては、難しい審議の結論のとりまとめにご尽力をいただき、日程どおり、滞りなく、結審をいただいたと報告を受けているところでございます。

また、本日までにいただきました答申につきましては、お蔭様をもちまして、年内発行の目途が立ちました。

ご審議をいただきました委員の皆様には、心より感謝申し上げます。

今後は、改正されます特定（産業別）最低賃金の周知と、その履行確保に焦点が移ってまいります。滋賀労働局といたしましては、全力を挙げて取り組む所存でございます。委員の皆様には、引き続き労働行政の推進に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○平井会長

ありがとうございました。

最後に、議題（3）「その他」です。何かありますか。

○事務局（足立室長）

山下から地域別最低賃金の周知・広報状況について、ご報告いたします。

○事務局（山下監督官）

それでは、地域別最低賃金の周知及び広報状況についてご説明させていただきます。

今年度は滋賀県の地域別最低賃金額が1,000円を超えたことから、事務局といたしましても周知広報により一層力を入れて取り組んでおります。

始めに8月5日に答申いただいた際の広報についてですが、当日と夕方のNHKニュースでも報道され、翌日8月6日の新聞6紙、京都新聞、朝日新聞、日経新聞、読売新聞、中日新聞、毎日新聞にも掲載していただきました。

答申日以降に行っている周知広報は、お配りした資料のとおりでございますが、順番にご説明いたします。

全市町村の広報誌掲載もしくはホームページ掲載につきましては、全19市町村のうち紙面もしくはHPに未掲載の2市町を除き、広報誌もしくはHPに掲載いただいておりますが、残る2市町につきましても引き続き掲載依頼を行っており、掲載していただける見込みでございます。

ラジオにつきましては、えふえむ彦根とえふえむ草津にて放送していただきました。えふえむ彦根は9月頭から10月末まで放送していただき、えふえむ草津は9月18日に放送していただきました。

新聞掲載につきましては、配布資料にあります掲載例いずれかを4誌に掲載していただきました。朝日新聞は9月29日に掲載、京都新聞・中日新聞・読売新聞の3誌はいずれも10月1日に掲載していただいております、4誌の合計発行部数は約227,070部になります。

テレビにつきましては、ZTVと東近江ケーブルテレビに放映していただきました。ZTVは9月9日から9月11日の間で、滋賀県全域（彦根放送局、八幡放送局、滋賀放送局）にて放映していただきました。東近江ケーブルテレビは9月6日から10月中旬まで放映していただきました。

最低賃金のポスター・最低賃金のリーフレット・最低賃金のパンフレットの配布枚数は、業種や規模にかかわらずお示ししている枚数を配布しました。また、外国人労働者にも周知を図るために日本語版と外国語版のリーフレットも配布しました。

デジタルサイネージにつきましては、滋賀労働局の1階エレベーター付近にて配布資料の画像を掲載しております。

地域別最低賃金の周知につきましては、市町村の広報誌やHPのほか、本日の配布資料に記載しております団体等の紙面やHPにも掲載していただいております。

また、先ほど申し上げた団体の広報誌やHP以外に滋賀労働局職業安定部職業安定課の公式X（旧Twitter）とLINEにも掲載しております。

最後になりますが、周知広報の一環として、ミニのぼり、ウエットティッシュ、横断幕といった制作物を作成しております。ミニのぼりは、この会議室の入り口に置いているものになります。ウエットティッシュにつきましては、10月1日に膳所駅前で行った周知活動のときに持参し、配布しました。周知活動は、連合滋賀の4名と事務局の6名併せて10名が合同で行い、合計1,100個のウエットティッシュを配布しました。横断幕につきましては、滋賀労働局の天津警察署側、彦根労働基準監督署がある彦根地方合同庁舎の1階、東近江労働基準監督署に設置しております。

そのほか、滋賀労働局、各監督署主催の各種説明会の場においても最低賃金に関する周知を行っております。

特定（産業別）最低賃金につきましても、今後、周知広報に努めてまいります。

地域別最低賃金の周知及び広報状況につきましては、以上になります。

○平井会長

委員の皆様におかれましては、先の地域別最低賃金に引き続き、4件の特定（産業別）最低賃金の改正審議にご尽力いただき、無事、答申することができました。

ありがとうございました。

これで、「令和6年度 第5回 滋賀地方最低賃金審議会」を終了します。

お疲れ様でした。